

秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、「秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会」（以下「協議会」という）と称し、「ケアネットあきた」と略称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、秋田県内の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター（以下前述の2機関を含めて「支援センター」という）の活動を充実させるための事業を行うとともに、各支援センター及び関係機関等との連絡調整を行うことにより、支援センターの機能を強化し、高齢者および障害者等の生活、介護等に関する適切な情報の提供及び相談の実施による地域包括支援体制の推進を図るなど、本県における地域福祉の充実に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援センターの機能の充実のための各種の調査、研究、協議
- (2) 各支援センターの活動の充実のための情報の収集、提供
- (3) 支援センターの職員及び関係職員の資質の向上を図るための各種研修
- (4) 支援センター及び保健福祉サービス等に関する広報及び啓発
- (5) 各支援センター及び関係機関等との連絡調整
- (6) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 この協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 県内の支援センター
 - (2) この協議会の目的に賛同して入会した関係機関
- 2 入会しようとする支援センター及び関係機関は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込み、会長の承認を得るものとする。
- 3 退会する場合は退会申込書によるものとする。

(会 費)

第5条 支援センターである会員は、別表1に定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 12名
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長は理事の互選とし、総会において選任する。

3 理事は、次の各号から推薦された者を総会において選任する。

- (1) 秋田市に所在地を置く会員4名
- (2) 大館・鹿角圏域に所在地を置く会員1名
- (3) 北秋田圏域に所在地を置く会員1名
- (4) 能代・山本圏域に所在地を置く会員1名
- (5) 男鹿・潟上・南秋圏域に所在地を置く会員1名
- (6) 由利本荘・にかほ圏域に所在地を置く会員1名
- (7) 大仙・仙北圏域に所在地を置く会員1名
- (8) 横手市に所在地を置く会員1名
- (9) 湯沢・雄勝圏域に所在地を置く会員1名

4 監事は、総会において選出する。

5 理事は、各圏域における組織の代表者を兼ねることができる。

6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査し、この結果を総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(機 関)

第9条 本協議会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 幹事会

(総 会)

第10条 総会は会員をもって構成し、毎年1回、会長がこれを召集する。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 3 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の承認に関する事項
- (3) 事業報告及び決算報告の承認に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。この場合において、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 理事会の円滑な運営及び連絡調整を諮るための正副会長会議を設けることができる。

(理事会の議決事項)

第13条 理事会で決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(幹事会)

第14条 幹事会は、会長が指名した幹事若干名をもって構成する。

2 幹事会は、幹事の求めにより、必要に応じて会長が召集する。

3 幹事会の座長は、幹事の中から幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、理事会の決定に従い、本協議会の運営に必要な事業等の企画、立案を行うとともに、会務を処理する。

(経 費)

第15条 本協議会の運営に要する経費は、会費、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(決算及び監査)

第16条 本協議会の会計は、毎年度末に決算し、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第17条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第18条 本協議会の事務局を社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会に置く。

(事務委託)

第19条 本協議会の事務及び経理については、秋田県社会福祉協議会へ事務委託することができる。

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、本協議会の設立の日から施行する。
- 2 本協議会設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
- 3 本協議会の設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立の日から平成11年3月31日までとする。

付 則

この会則を一部改正し、平成13年5月15日から施行する。

この会則を一部改正し、平成15年5月13日から施行する。

この会則を一部改正し、平成18年4月1日から施行する。

この会の名称を改正し、平成18年10月1日から施行する。また、合併に伴い、各圏域の呼称を変更する。

この会則を一部変更し、平成25年6月25日から施行する。

この会則を一部変更し、平成27年5月14日から施行する。

別表 1 (会則第 5 条に基づく会費)

会 費

地域包括支援センター	年会費 20,000円
在宅介護支援センター	年会費 20,000円
関係機関	年会費 免 除

なお、年度途中で退会した場合でも年会費を納入するものとする。